

平成 19 年 9 月
京都市文化市民局市民生活部
市民総合相談課

単位価格表示の実施状況及びアンケート調査について

(調査概要)

1 京都市消費生活条例に基づく単位価格表示基準について

この基準は、あらかじめ包装された各種商品が出廻り、商品のブランドや内容量が多種多様化したため、消費者は価格面をはじめとして、商品を的確に選択することが難しくなったことに伴い、消費者の価格面からの選択を容易にする目安を提供することを目的として、昭和 52 年（1977 年）11 月に定められています。

2 調査の目的

制定後 30 年を迎える単位価格表示基準の実施状況を調査するとともに、現行の単位価格表示基準が実効性のあるものとなっているか、改正すべき点がないか等の参考資料とするため実施します。

今回は、表示を行う側の事業者の皆様がどのように取り組んでおられるのかを把握するため、各店舗の表示を行う責任者の方からの御回答をお願いしております。

なお、本調査については、前回は平成 16 年度に実施しており、前回は、消費者の視点からの状況調査として、市民からモニターを募集し、そのモニターが各店舗をお伺いして店頭調査を行っております。

3 調査対象店舗の選定について

これまで表示に関する状況調査を行った店舗については、調査対象店舗として選定しています。引き続きお手数をお掛けすることになりますが、御協力の程よろしくお願い致します。

今回初めて調査票をお送りした店舗については、調査の目的を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

なお、供給方式の形態や施設面積において、指定事業者には当たらない場合には、集計上は参考値扱いとさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い致します。

4 用紙について

用紙は 2 種類あります。先に調査票を記入いただき、その後、アンケートに記入いただきますようお願い致します。

なお、今回の調査に応じて単位価格表示を行う場合は、調査票の記入後に実施してください。参考資料として、単位価格表示基準とその説明を同封しています。

(1) 単位価格表示実施状況調査票

(2) 単位価格表示基準等に関するアンケート

5 その他

本調査については、統計処理を行ったうえで、京都市消費生活審議会の資料として用います。店舗名等を明示して本調査の結果を公表することはありません。

市民総合相談課の業務内容については、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>